

小田原市監査委員公表第19号

令和3年11月5日

小田原市監査委員 数 馬 勝

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 篠 原 弘

定期監査（財産区）の結果公表

地方自治法第199条第1項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和3年度定期監査（足柄財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和2年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 施業管理台帳として提出された書面に施業履歴の記載がなく、また財産台帳との間に関連付けもない。前年度の定期監査においても指摘したが、財産台帳及び施業管理台帳は、財産に関する情報の一覧性を確保するよう整備すべきである。
- 2 財産台帳において、南足柄市外二カ市町組合及び南足柄市外四カ市町組合に係る共有地分の所有財産について適切に把握されていると判断するに足る基礎が得られなかった。これは、前年度の定期監査において指摘した疑義が解消されず、状況が変わっていないためである。
所管課によれば、当該組合に係る共有地の名寄帳の整備を南足柄市に依頼しているとのことではあるが、該当する土地の疑義について速やかに解消し、所有財産を明確にする必要がある。
- 3 足柄財産区・大窪財産区・箱根町の共有地（箱根町湯本字城山1005-1外）において鉄道会社の設置する送電線鉄塔に関する収入が令和元年度及び2年度にない。当該土地の使用に係る権利関係を明らかにし、収入を適切に行う必要がある。

令和3年度定期監査（大窪財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和2年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 施業管理台帳として提出された書面に施業履歴の記載がなく、また財産台帳との間に関連付けもない。前年度の定期監査においても指摘したが、財産台帳及び施業管理台帳は、財産に関する情報の一覧性を確保するよう整備すべきである。
- 2 大窪財産区・足柄財産区・箱根町の共有地（箱根町湯本字城山 1005-1 外）において鉄道会社の設置する送電線鉄塔に関する収入が令和元年度及び2年度にない。当該土地の使用に係る権利関係を明らかにし、収入を適切に行う必要がある。

令和3年度定期監査（早川財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和2年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 施業管理台帳として提出された書面に施業履歴の記載がなく、また財産台帳との間に関連付けもない。前年度の定期監査においても指摘したが、財産台帳及び施業管理台帳は、財産に関する情報の一覧性を確保するよう整備すべきである。
- 2 財産台帳において、自ら管理する山林と他の者に分収させている山林の別の根拠を確認できない筆（早川桜山 1426-7）があった。分収契約書又は登記簿等の証憑により当該筆の権利関係を明確にし、財産台帳に明示しておく必要がある。

令和3年度定期監査（下府中財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和2年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 施業管理台帳として提出された書面に施業履歴の記載がなく、また財産台帳との間に関連付けもない。前年度の定期監査においても指摘したが、財産台帳及び施業管理台帳は、財産に関する情報の一覧性を確保するよう整備すべきである。

令和3年度定期監査（桜井財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和2年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 財産台帳において、南足柄市外二カ市町組合、南足柄市外四カ市町組合及び南足柄市外五カ市町組合に係る共有地分の所有財産について適切に把握されていると判断するに足る基礎が得られなかった。これは、前年度の定期監査において指摘した疑義が解消されず、状況が変わっていないためである。

所管課によれば、当該組合に係る共有地の名寄帳の整備を南足柄市に依頼しているとのことではあるが、該当する土地の疑義について速やかに解消し、所有財産を明確にする必要がある。

令和3年度定期監査（豊川財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和2年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 施業管理台帳として提出された書面に施業履歴の記載がなく、また財産台帳との間に関連付けもない。前年度の定期監査においても指摘したが、財産台帳及び施業管理台帳は、財産に関する情報の一覧性を確保するよう整備すべきである。
- 2 財産台帳において、南足柄市外四カ市町組合に係る共有地分の所有財産について適切に把握されていると判断するに足る基礎が得られなかった。これは、前年度の定期監査において指摘した疑義が解消されず、状況が変わっていないためである。

所管課によれば、当該組合に係る共有地の名寄帳の整備を南足柄市に依頼しているとのことではあるが、該当する土地の疑義について速やかに解消し、所有財産を明確にする必要がある。

令和3年度定期監査（上府中財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和2年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 施業管理台帳として提出された書面に施業履歴の記載がなく、また財産台帳との間に関連付けもない。前年度の定期監査においても指摘したが、財産台帳及び施業管理台帳は、財産に関する情報の一覧性を確保するよう整備すべきである。

令和3年度定期監査（酒匂財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和2年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

令和3年度定期監査（片浦財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和2年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 施業管理台帳として提出された書面に施業履歴の記載がなく、また財産台帳との間に関連付けもない。前年度の定期監査においても指摘したが、財産台帳及び施業管理台帳は、財産に関する情報の一覧性を確保するよう整備すべきである。
- 2 財産台帳において、自ら管理する山林と他の者に分収させている山林の別の根拠を確認できない筆（根府川扇ベラ 663-3 外 2 筆）があった。分収契約書又は登記簿等の証憑により当該筆の権利関係を明確にし、財産台帳に明示しておく必要がある。
- 3 同一の林道の復旧工事が、1 か月の間に工期を一部重複して3件、少額随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約）により同一業者により施工されていた。分割発注が疑われる内容であり、財産区の工事においても、小田原市契約規則の規定に基づき適正に執行する必要がある。

令和3年度定期監査（曾我財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和2年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 施業管理台帳として提出された書面に施業履歴の記載がなく、また財産台帳との間に関連付けもない。前年度の定期監査においても指摘したが、財産台帳及び施業管理台帳は、財産に関する情報の一覧性を確保するよう整備すべきである。
- 2 財産台帳において、南足柄市外二カ市町組合に係る共有地分の所有財産について適切に把握されていると判断するに足る基礎が得られなかった。これは、前年度の定期監査において指摘した疑義が解消されず、状況が変わっていないためである。

所管課によれば、当該組合に係る共有地の名寄帳の整備を南足柄市に依頼しているとのことではあるが、該当する土地の疑義について速やかに解消し、所有財産を明確にする必要がある。